



三重県公報

令和3年3月30日 (火)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
225	戦略企画部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(戦略企画総務課)	2
226	デジタル社会推進局関係補助金等交付要綱	(総 務 課)	2
227	総務部関係補助金等交付要綱を廃止する告示	(同)	3
228	医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(医療保健総務課)	4
229	子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(子ども・福祉総務課)	8
230	環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(環境生活総務課)	9
231	地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域連携総務課)	10
232	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(雇用経済総務課)	11

告 示

三重県告示第 225 号

戦略企画部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 3 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

戦略企画部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

戦略企画部関係補助金等交付要綱（平成 27 年三重県告示第 178 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 1 条 (略) <u>(財産処分の制限)</u>	第 1 条 (略)
第 2 条 規則第 20 条第 1 項ただし書及び同項第 2 号 の規定により財産処分の制限をする期間又は機械 及び重要な器具は、別表 2 のとおりとする。	
第 3 条・第 4 条 (略)	第 2 条・第 3 条 (略)

別表 1 の表に次のように加える。

2	高等教育機関若者定着促進事業費補助金	高等教育機関が新型コロナウイルス感染症の影響による社会環境の変化に対応して行う、県内からの入学者及び県内への就職者を増加させる取組を支援することにより、若者の県内定着を促進する。	新型コロナウイルス感染症の影響による社会環境の変化に対応して高等教育機関が行う、県内からの入学者及び県内への就職者を増加させる取組に要する経費	別に定める。	大学、短期大学及び高等専門学校の設置者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立高等専門学校機構及び地方公共団体に限る。）
---	--------------------	---	---	--------	---

別表 1 の表の次に次の表を加える。

別表 2（第 2 条関係）

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第 20 条第 1 項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	高等教育機関若者定着促進事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 226 号

デジタル社会推進局関係補助金等交付要綱を次のように定めます。

令和 3 年 3 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

デジタル社会推進局関係補助金等交付要綱

（補助金等の名称等）

第 1 条 三重県補助金等交付規則（昭和 37 年三重県規則第 34 号。以下「規則」という。）第 23 条の規定に基づくデジタル社会推進局関係補助金等の名称、目的、交付の対象者、交付の対象となる事務又は事業（以下「補助事業等」という。）の内容及び補助額又は交付率は、別表 1 のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

（財産処分の制限）

第 2 条 規則第 20 条第 1 項ただし書及び同項第 2 号の規定により財産処分の制限をする期間又は機械及び重要な

器具は、別表2のとおりとする。

(証拠書類の保存)

第3条 デジタル社会推進局関係補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る帳簿その他の証拠書類を、当該補助事業等完了後5年間保存しておかなければならない。ただし、知事が補助金等の区分に応じ、特にその期間を指定したときは、当該指定期間によらなければならない。

(添付書類等)

第4条 デジタル社会推進局関係補助金等の交付申請書等の提出時期及び添付書類その他補助金等の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

- この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- この告示の施行前に、総務部関係補助金等交付要綱を廃止する告示（令和3年三重県告示227号）による廃止前の総務部関係補助金等交付要綱及び雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示（令和3年三重県告示第232号）による改正前の雇用経済部関係補助金等交付要綱（創業支援・ICT推進課関係に限る。）による補助金等についてなされた手続は、この告示に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

別表1（第1条関係）

(1) スマート改革推進課関係

区分	(A) 補助金等の 名 称	(B) 補助金等の 交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補助 (交付)率	(E) 補助 対象者
1	情報通信格差是正事業費補助金	地域間の情報通信格差の是正を図る。	市町が行う携帯電話等施設整備に要する経費	別に定める。	市町

(2) デジタル事業推進課関係

区分	(A) 補助金等の 名 称	(B) 補助金等の 交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補助 (交付)率	(E) 補助 対象者
1	クリ“ミエ”イティブ実証サポート事業補助金	新型コロナウイルス感染症に伴い発生する新たな社会課題の解決及び新しい生活様式の実現に向けて、革新的なビジネスモデル及び技術により対応しようとする国内外の大企業、ベンチャー企業等の実証実験、ビジネスモデル等の社会への実装の支援を行うことにより、感染防止対策及び新しい生活様式のモデル構築を図る。	クリ“ミエ”イティブ実証サポート事業において、実証実験を行うための製品を開発又は改良する経費及び実証実験、ビジネスモデル等の社会への実装に要する経費	別に定める。	別に定める。

別表2（第2条関係）

区分	(A) 補助金等の 名 称	(B)	(C)
1	情報通信格差是正事業費補助金	規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具

三重県告示第227号

総務部関係補助金等交付要綱を廃止する告示を次のように定めます。

令和3年3月30日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

総務部関係補助金等交付要綱を廃止する告示

総務部関係補助金等交付要綱（令和2年三重県告示第210号）は、廃止する。

附 則

- この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- この告示の施行の日前にこの告示による廃止前の総務部関係補助金等交付要綱の規定により交付された補助金等に係る財産処分の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。

三重県告示第228号

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和3年3月30日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）の一部を次のように改正する。

別表1(3)の表第41号の項（C）の欄を次のように改める。

不安を抱える妊婦への分娩前ワイ
ルス検査費用助成事業

別表1(5)の表第13号の項（C）の欄を次のように改める。

別に定める県内企業等がデジタル
トランシスフォーメーション（DX）
を取り入れた健康経営を加速させ
る取組に要する経費

別表1(5)の表に次のように加える。

15	災害拠点精神科 病院設備等整備 補助金	災害時の精神科医 療の確保を図る。	災害拠点精神科病院として必要な 広域災害・救急医療情報システム 端末等の購入費	別に定める。	災害拠点精神 科病院及びD P A T 先遣隊 を有する病院
----	---------------------------	----------------------	---	--------	---

別表1(7)の表中「薬務感染症対策課」を「感染症対策課」に改め、第11号の項及び第12号の項を削り、第13号の項から第18号の項までを2項ずつ繰り上げる。

別表1(8)の表中「ライフイノベーション課」を「薬務課」に改め、同表に次のように加える。

4	薬局機能強化事 業費補助金	薬局の機能を充実 強化する。	薬局機能の充実強化に要する経費	別に定める。	一般社団法人 三重県薬剤師 会及び県内各 地区薬剤師会
5	三重県骨髄等移 植ドナー助成事 業補助金	骨髄等の提供を行 いやすい環境を整 備し、骨髄等移植 の促進を図る。	骨髄等移植ドナーに対し市町が行 う助成に要する経費	補助基本額の 1/2	市町

別表1(9)の表第24号の項を次のように改める。

24	総合診療医広域 育成支援事業補 助金	総合診療医の育成 を支援し、総合診 療医の確保を図 る。	総合診療医の育成に係る各種の事 業に要する経費	別に定める。	医師を養成す る教育機関の うち、知事が適 当と認める者
----	--------------------------	---------------------------------------	----------------------------	--------	---------------------------------------

別表1(9)の表第26号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改める。

看護師の特定行為 研修修了者及び感 染管理認定看護師 の確保並びに助産 師の助産実践能力 向上を図る。	1 看護師の特定行為研修の受講 に要する経費 2 感染管理認定看護師養成課程 の受講に要する経費 3 助産師出向に要する経費
--	--

別表1(9)の表に次のように加える。

38	新任訪問看護師 就労支援事業補 助金	訪問看護師の確保 を図る。	新任期訪問看護師の雇用及び育成 に係る経費	別に定める。	別に定める。
39	周産期新生児科 指導医育成事業 補助金	周産期新生児科指導医の育成を図 る。	周産期新生児科指導医の育成に要 する経費	別に定める。	別に定める。

別表2を次のように改める。

別表2（第2条関係）

区分	(A) 名称	(B)	(C)
		規則第20条第1項 ただし書の規定に より財産処分の制 限をする期間	規則第20条第1項第2号の規定によ り財産処分の制限をする機械及び 重要な器具
1	小児・周産期医療 提供体制推進事 業費補助金	補助事業等により 取得し、又は効用の 増加した財産の処 分制限期間(平成 20 年厚生労働省告示 第 384 号。以下「厚 生労働省告示」とい う。)に定められて いる処分制限期間 に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用 の増加した財産で価格が単価 50 万円 以上の機械及び器具
2	地域災害拠点病 院施設整備費補 助金		—
3	地域災害拠点病 院設備整備費補 助金		交付対象事業により取得し、又は効用 の増加した財産で価格が単価 50 万円 (民間団体にあっては 30 万円) 以上 の機械及び器具
4	医療施設耐震化 整備促進事業費 補助金	減価償却資産の耐 用年数等に関する 省令(昭和 40 年大 蔵省令第 15 号。以 下「大蔵省令」とい う。)に定められて いる耐用年数に相 当する期間	—
5	医療施設等設備 整備費補助金	厚生労働省告示に 定められている処 分制限期間に相当 する期間	交付対象事業により取得し、又は効用 の増加した財産で価格が単価 50 万円 (民間団体にあっては 30 万円) 以上 の機械及び器具
6	ドクターへリ改 修支援事業補助 金	大蔵省令に定めら れている耐用年数 に相当する期間	
7	医療施設設整 備費補助金	厚生労働省告示に 定められている処 分制限期間に相当 する期間	—
8	広域搬送拠点臨 時医療施設整備 費補助金	大蔵省令に定めら れている耐用年数 に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用 の増加した財産で価格が単価 50 万円 (民間団体にあっては 30 万円) 以上 の機械及び器具
9	心電図伝送シス テム整備補助金		交付対象事業により取得し、又は効用 の増加した財産で価格が単価 50 万円 以上の機械及び器具
10	病床機能分化推 進基盤整備事業 補助金		—
11	人工腎臓装置不 足地域設備整備 事業補助金	厚生労働省告示に 定められている処 分制限期間に相当 する期間	交付対象事業により取得し、又は効用 の増加した財産で価格が単価 50 万円 (民間団体にあっては 30 万円) 以上 の機械及び器具
12	公立大学法人三 重県立看護大学 施設整備費補助 金	大蔵省令に定めら れている耐用年数 に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び 器具
13	院内感染対策施 設設備整備事業 補助金	厚生労働省告示に 定められている処 分制限期間に相当 する期間	交付対象事業により取得し、又は効用 の増加した財産で価格が単価 50 万円 (民間団体にあっては 30 万円) 以上 の機械及び器具
14	がん診療施設整 備費補助金	大蔵省令に定めら れている耐用年数 に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用 の増加した財産で価格が単価 50 万円 以上の機械及び器具
15	がん診療設備整 備費補助金		
16	地域医療体制基 盤整備事業補助 金		交付対象事業により取得し、又は効用 の増加した財産で価格が単価 30 万円

金		以上の機械及び器具
17 老人保健福祉施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
18 三重県介護従事者確保事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産
19 三重県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円）以上の機械、器具及びその他財産
20 三重県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円）以上の機械、器具及びその他財産
21 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産
22 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産
23 三重県病床転換事業費補助金		事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円（補助事業者が地方公共団体の場合は50万円）以上の不動産又はその従物
24 難病在宅ケア支援ネットワーク整備事業設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
25 三重県口腔ケア活動支援事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	
26 三重県地域口腔ケアステーション設備整備事業補助金		
27 三重県看護師養成所等における実習補完事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具
28 三重とこわか健康経営促進補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産
29 災害拠点精神科病院設備等整備補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産
30 三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（感染防止対策型）	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価10万円以上の機械及び器具
31 感染症指定医療機関施設・設備整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具

		する期間	
32	三重県新型インフルエンザ等患者入院医療機関等設備整備事業補助金		事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（法人格を有する団体等にあっては 30 万円）以上の財産
33	新型コロナウイルス院内感染防止対策等補助金		
34	三重県新型コロナウイルス感染症医療機関等支援事業補助金		
35	三重県新型コロナウイルス感染症療養者支援事業補助金		
36	新型コロナウイルス感染症外国人患者等受入態勢確保事業補助金		
37	みえライフィノベーション総合特区医療情報利活用推進事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具
38	三重県地域医療再生事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具
39	三重県看護師宿舎施設整備費補助金		—
40	三重県看護師勤務環境改善施設整備費補助金		—
41	三重県看護師等養成所施設整備費補助金		—
42	三重県看護師等養成所初度設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具
43	三重県病院内保育所施設整備費補助金		—
44	医師官舎整備事業補助金		—
45	I C T を活用した地域医療連携支援事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具
46	産婦人科・小児科専門医確保対策事業補助金		
47	三重県看護師等養成所遠隔授業等設備整備費補助金		
48	地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円）以上の機械、器

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

三重県告示第229号

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和3年3月30日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第240号）の一部を次のように改正する。

別表1(2)の表第8号の項（C）の欄を次のように改める。

三重県遺族会が実施する
戦没者慰靈事業等に要す
る経費

別表1(2)の表第16号の項を削り、同表に次のように加える。

16	地域における支え愛推進事業補助金（地域福祉課所管分）	生活困窮者等に対する支援活動を支援し、地域における支え合いを促進する。	生活困窮者や生きづらさを抱えた人等の居場所を提供するに当たり必要な感染症対策に要する経費	別に定める。	フードバンク団体、生活困窮世帯を支援する団体
17	三重県保護施設等の衛生環境改善事業費補助金	保護施設等が提供する各種支援が、入所者や利用者に継続的に行われるよう、保護施設等の施設内感染対策に係る経費負担を軽減する。	保護施設等が行う施設内感染対策等の取組に要する経費	補助基準額の10/10以内	保護施設等を運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人等
18	三重県新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な生活や住まい等に関する支援を行う市町の取組を支援する。	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い実施する、福祉事務所における保護決定等の体制の強化を図るために要する経費及び生活困窮者自立支援制度の機能強化を促進するるために要する経費	3/4	市及び福祉事務所を設置する町

別表1(3)の表第3号の項を次のように改める。

3	保育環境改善事業費補助金	市町等が実施する以下の取組に対して支援を行う。 1 障がい児保育を実施するため、障がい児を受け入れるために必要な環境改善 2 新型コロナウイルスの感染拡大の防止 3 保育所等におけるICT化推進	障がい児保育を実施する市町が、障がい児を受け入れるために必要な障がい児用の設備の整備、備品（遊具、器具等）の設置及び更新等の経費 認可外保育施設が、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費 認可外保育施設が、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に要する経費	補助基準額の2/3以内 補助基準額の1/4 補助基準額の3/4以内	市町 認可外保育施設 認可外保育施設
---	--------------	--	--	---	--------------------------

別表1(3)の表第17号の項（E）の欄中「、社会福祉法人及び市町」を「及び社会福祉法人」に改め、第19号の項を削り、第20号の項を第19号の項とし、第21号の項から第30号の項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

30	全国保育研究大会「三重大会」事業費補助金	全国保育研究大会の円滑な実施を図り、県内の子育て支援施策の推進に資する。	全国保育研究大会を開催するために必要な経費	別に定める。	社会福祉法人三重県社会福祉協議会
----	----------------------	--------------------------------------	-----------------------	--------	------------------

別表1(4)の表第2号の項（E）の欄中「市町、」を削り、第16号の項（D）の欄中「3/4以内」を「別に定める。」に改め、同表中第28号の項から第30号の項までを削り、同表に次のように加える。

28	地域における支え愛推進事業補助金（子育て支援課所	子育て世帯等に対する支援活動を支援し、地域における支え合いを促進する。	子育て世帯等に居場所を提供するに当たり必要な感染症対策に要する経費	別に定める。	別に定める。
----	--------------------------	-------------------------------------	-----------------------------------	--------	--------

管分)				
29	医療機関等連携強化事業費補助金	乳児院等に医療機関等連絡調整員を配置することにより、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進する。	医療機関等連絡調整員（看護職員）の経費	別に定める。 社会福祉法人等

別表 1(5)の表第 15 号の項から第 21 号の項までを削る。

別表 2 の表第 15 号の項を削り、第 16 号の項を第 15 号の項とし、第 17 号の項を第 16 号の項とし、第 18 号の項及び第 19 号の項を削る。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 230 号

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 3 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

環境生活部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 243 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(1)の表第 1 号の項（E）の欄を次のように改める。

高等学校、中等教育学校、中学校又は小学校を設置する学校法人			
-------------------------------	--	--	--

別表 1(1)の表第 10 号の項（B）の欄から（E）の欄までを次のように改める。

私立高等学校等の国際化教育の充実を図る。	外国人語学指導助手の雇用に要する経費	別に定める。	高等学校、中等教育学校（後期課程）を設置する学校法人
----------------------	--------------------	--------	----------------------------

別表 1(1)の表第 12 号の項（B）の欄から（E）の欄までを次のように改める。

私立高等学校等における教育改革の推進を図る。	私立高等学校等における教育改革推進に要する経費	別に定める。	高等学校、中等教育学校（後期課程）を設置する学校法人
------------------------	-------------------------	--------	----------------------------

別表 1(1)の表第 13 号の項（E）の欄を次のように改める。

高等学校、中等教育学校、中学校、小学校若しくは専修学校（高等課程）を設置する学校法人又は私立学校を統括する団体

別表 1(1)の表第 25 号の項を削る。

別表 1(5)の表第 3 号の項を削る。

別表 1(7)の表に次のように加える。

4	三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金	県内の産業廃棄物排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制、再生及び減量化に係る研究開発並びに産業廃棄物を使った商品開発活動を支援することにより、持続可能な循環型社会を目指す。	県内の産業廃棄物排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制等に係る研究開発及び産業廃棄物を使った商品開発活動に要する経費	別に定める。	別に定める。
5	三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金	県内の産業廃棄物排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制、再生及び減量化に係る設備機器の設置を支援することにより、持続可能な循環型社会を目指す。	県内の産業廃棄物排出事業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制、再生及び減量化に係る設備機器の設置に要する経費	別に定める。	別に定める。

別表2を次のように改める。

別表2(第2条関係)

区分	(A) 補助金等の 名 称	(B) 規則第20条第1項ただし書きの規定により財 産処分の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財 産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	天然ガス自動車普及 促進事業補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭 和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」と いう。)に定められている耐用年数に相当する 期間	1件の取得価額又は効用の増加価額が50 万円以上の機械及び器具
2	海岸漂着物等対策事 業補助金		1件の取得価額又は効用の増加価額が50 万円以上の機械及び器具並びにその他環 境大臣が定める財産
3	生活基盤施設耐震化 等補助金		1件の取得価額又は効用の増加価額が50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
4	隣保館整備費補助金		厚生労働省告示に定められている機械及 び器具
5	隣保館運営費等補助 金		
6	隣保館事業費補助金		
7	災害時NPO活動支 援事業継続支援活動 補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する 期間	1件の取得価額又は効用の増加価額が50 万円以上の機械及び器具
8	三重県消費者行政活 性化基金事業費補助 金		1件の取得価額又は効用の増加価額が50 万円以上の機械及び器具
9	三重県消費者行政推 進事業費補助金		
10	三重県地域防犯力向 上支援事業費補助金		
11	三重県消費者行政強 化事業費補助金(推進 事業)		
12	三重県消費者行政強 化事業費補助金(強化 事業)		
13	公共関与型産業廃棄 物処理施設整備事業 補助金	補助事業等により取得した財産の処分制限期 間(平成12年厚生省告示第105号。以下「厚 生省告示」という。)に定められている処分制 限期間に相当する期間	厚生省告示に定められている機械及び重 要な器具に相当するもの
14	産業廃棄物最終処分 場周辺環境整備市町 補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する 期間	1件の取得価額又は効用の増加価額が50 万円以上の機械及び器具
15	ポストRDFに向け た施設整備等補助金		
16	三重県産業廃棄物抑 制等研究開発事業費 補助金		
17	三重県産業廃棄物抑 制等設備機器整備費 補助金		

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

三重県告示第231号

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和3年3月30日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携部関係補助金等交付要綱(平成24年三重県告示第241号)の一部を次のように改正する。

別表1(2)の表第11号の項(C)の欄を次のように改める。

公共交通事業者が実施する
新型コロナウイルス感染症
の予防及び拡大防止対策並
びに安定的な運行を要する
経費

別表1(5)の表第1号の項(C)の欄を次のように改める。

大会の開催に要する経費

別表1(5)の表に次のように加える。

13	三重とこ わか国体 会場地市 町運営交 付金	市町等が実施する競技会等の運営を支援し、三重とこわか国体を円滑に実施する。	市町等が実施する競技会等の運営に要する経費	別に定める。	市町等
----	------------------------------------	---------------------------------------	-----------------------	--------	-----

別表1(6)の表中第5号の項を削り、同表第6号の項(B)の欄及び(C)の欄を次のように改め、同項を同表第5号の項とし、同表中第7号の項を第6号の項とする。

県内の学校の南部地域への体験教育旅行を促すことで、県内の児童・生徒に改めて豊かな自然等を有する南部地域の価値を認識してもらうとともに、南部地域の経済の回復を図る。	別に定める南部地域への体験教育旅行の実施に要する経費
---	----------------------------

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

三重県告示第232号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和3年3月30日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱(平成24年三重県告示第250号)の一部を次のように改正する。

別表1(6)の表を削り、別表1(5)の表を別表1(6)の表とする。

別表1(4)の表中第13号の項を削り、第14号の項を第13号の項とし、第15号の項を第14号の項とし、第16号の項を第15号の項とし、同表を別表1(5)の表とする。

別表1(3)の表中第1号の項を削り、第2号の項を第1号の項とし、同表を別表1(4)の表とする。

別表1(2)の表を別表1(3)の表とし、別表1(1)の表の次に次の1表を加える。

(2) 国際戦略課関係

区分	(A) 補助金等 の名 称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は 補助(交付) 率	(E) 補助対象者
1	三重県ホ ストタウン等新型 コロナウ イルス感 染症対策 交付金	東京オリンピック競技大 会及び東京パラリンピッ ク競技大会の開催にあた り、県内のホストタウン 登録自治体において、選 手等の受け入れに際し、 新型コロナウイルスの感 染防止を図る。	ホストタウン登録自治体 が選手等の受け入れに際 し実施する新型コロナウ イルスの感染防止対策に 要する経費	別に定める。	別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

三 重 県 公 報

号 外

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
